

明治13年の高梁川水害について

山下 洋（倉敷市歴史資料整備室）

▼ はじめに

・もともと高梁川は、酒津のところで東高梁川と西高梁川に分流。…地図参照

・明治7年（1874）の小田県会 …「河溝浚疏ノ議」 *以下、史料は要約したもの。

河溝の水利に注意することは政府の務めである。しかし、現在どこの川底も出水ごとに土砂がたまり、旱魃のときは水を引くことができず、長雨のときは水位が上がって堤防を決壊させて田を流してしまう。政府は税収が減り、人々は生活のすべを失う。何と嘆かわしいことか。やがては田と川底の高さが同じになって、良田も湿田となり、人々は住む所もなくなるだろう。このたびの地租改正によって租税の取り立てが厳重になると、そうした欠損を補うこともできなくなる。政府は河溝の浚疏を実施するか、各地の水利を熟知した者に浚疏を委任するか、河溝を新設するなどの対策をとるべきだ。（岡山市立中央図書館所蔵「明治維新行政資料」）

・山林の過剰伐採・砂鉄採取（カナナ流し）→ 河川への土砂の堆積 → 洪水

▼ 明治13年（1880）の水害状況

・7月1日、梅雨時の豪雨により発生。高梁川の総社～川辺の両岸が各所で決壊。

① 被害の概要 …『岡山県水害史』（明治34年）

	罹災		溺死	傷痕	家屋破損			家屋浸水			荒地 (町)
	戸数	人数			流失	全潰	半潰	軒端	床上	床下	
下道郡	1736	7082	46	4	147	151	72	461	699	206	647
窪屋郡	1250	5406	14	4	101	78	209	191	453	218	454
小田郡	801	3226	0	1	2	2	10	0	757	30	6
賀陽郡	1155	4529	1	0	32	10	38	0	568	507	179
上房郡	598	2199	2	2	19	2	16	13	304	244	50
川上郡	430	1887	3	0	88	1	37	30	133	136	156
上道郡	1543	6629	0	0	3	0	0	2	766	772	337
総計	8834	36174	70	12	413	252	427	742	4109	3076	2176

注)罹災戸数400戸以上の郡のみ抜粋。総計欄は、罹災戸数400戸以下の諸郡の数字も含む。

② 窪屋郡長林孚一の日記（明治13年7月）

7月1日の午後2時、郡書記の河島丈四郎・神川魚翁・横山富太郎は看視の持場に向かう。3時頃から水が騒がしいので、蛟水橋（鴨方往来が東高梁川を渡る橋）に行ってみると波涛は大海のごとく、家屋などがうず高く水を覆って流れ、橋は東端のわずか2、30間を残して流失。十明堤（酒津）は無事。安江村・四十瀬村・富井村の堤の噴水は村吏らが杭を入れるなどして防禦した。このとき児島徳平治がかねての約束であると岡山より2人曳きの車で来る。この勢いでは土俵で巻かないと耐えられないので、役所に帰り、倉敷村戸長の植田鶴次郎へ依頼して夜中に明俵1500枚を準備した。午後11時、十明でまた2か所噴き出すとの知らせ。すぐに岡幾が20名を引き連れ出張。寝ようとしたとき、岡谷の友野静太郎から、山北一带湖水のごとく水漫々、急ぎ出張されたいと口頭で連絡あり。西郡の守安正典からも同様の通知あり。まもなく夜が明け、石川英太郎は三軒屋（西郡村）に行く。植田甚三郎（郡書記）は、舢舻を生阪で買い、陸路で水分をかつぎ越し、その舟で屋根の上にいる者を助けた。とても2人では間に合わないので、横山富太郎と岸鼎（郡書記）も出張。

3日の暮に津田大書記官が来たので状況を説明。4日の朝、状況報告書を差し出し、直ちに巡回に随行する。まず三軒屋の仮出張所で聞くと、飯の焚き出しをするにも人夫が少なく、たちまち飢餓に及ぶかもしれないとのこと。飢える危険の高い者にとりあえず玄米を与える。およそ400名。中原では仮小屋を営む池上幸四郎に托して軽部村に入る。耕地の浸水は深い所ではまだ6尺くらいある。水が去るにつれて現れた屋根はすべて壊れ、その形は筍笠を伏せたようである。瓦葺きも2階まで浸水し、屋根を破って逃げ出しているほどなので、土蔵の中の穀物も一俵残らず濡れてしまっている。雨が止み水が去った後は一面に泥濘の地となり、田畑は水に覆われ、麦・菜種の類は芽を出している。ただ涕泣して見るしかない。実に目も当てられない。しかし、元来が窪所で、あらかじめ覚悟があるため、死傷者は1人だけであった。それから舟で古地村に行く。もともと本郡中で一番の小貧村で、軽部村悪水川の土橋際より切れ込み、7、80間が破堤したので耕地の上には激しく水がみなぎり、水がやや引くと一面に土石がうず高く積もり、まったく再興の目途はない。堤外の藪100間のうち半分は流されている。真壁村では恵地新田で堤が切れて家屋ごと住民が漂流し、高木勝五郎の一家6名、山崎安蔵倅安太郎ほか3名、坪田増蔵ほか2名は、浅口郡水江村の者たちに救い上げられ、上成に船で上陸した。また、高槻又吉は、浅口郡西之浦村の者たちに助けられた。霞橋のあたりで見つかり、10名が2里ばかり沖合まで追いかけて救い上げたとき、もはや脈がなく気を失っていたが、麦藁を焚いて暖めると蘇生したとのこと。死者は8名。その後、中原村に行く。同村は数か所で破堤し、流失した家屋は7、80。田地は荒れて昔のように河原となった。開拓することは容易ではない。

（中略）

27日、古地に出張中の神川魚翁から、もう1尺増水すると仮堤防が持ちこたえられないとの報告。その使いも最早道がなく山を越えて来たとのこと。こちらからの安否を尋ねる使いは道が絶たれ引き返してきた。下道郡の仮堤防は決壊して川辺宿一带は海となる。植田甚三郎の三因村からの報告によれば、軽部村は前のように湖水となったが、婦女子が号泣する声はなく、松

明などの火も見えず、至って寂寥なので怪我人などは決してないだろうとのこと。岸鼎氏らを酒津から福井までの堤防検査に派遣する。自分は午後 3 時から出張し、夜が明けて帰る。

28 日の 9 時、大熊伝三が来て、古地村の破堤を歎息し、声を放って号泣する。10 時、四十瀬村の堤防が非常に危急であり、人員 100 名ほどと脱俵が即刻欲しいとの使いが来る。すぐに戸長役場へ連絡し、そのように事を運ぶ。直ちに横山氏は堤防に出る。堤内の田に頻りに噴水があり、調べてみると竹林中に大きな穴があいて渦を巻いているので、5、600 人が一時に掛かってまずは食い止めた。夜中であれば必ず破堤していただろう。中原より総代人の横田○三郎らが来て頻りに後の普請を促す。
(倉敷市所蔵林家資料 3-115)

▼ 水害後の諸対策

① 人災論の高まり … 「水災ハ人事ヲ尽サザルニ生ズル論」(明治 13 年 7 月 9 日「山陽新報」)

今年の洪水は近年の一大事である。その惨状を泣いて天地に訴えても届かない。しかし仁慈ある天神地祇は人びとを苦境に追いやるものではない。とすれば、これは人事を尽くさなかった結果であると言わざるをえない。平素から不慮の災いに備えて堤防を高くし河川を浚渫するなどしておけば、こうした惨状はみなかったであろう。かつて湛井付近の堤防が風雨によって傷んでいるのを見て不安に思ったことがあるが、今はじめてその感覚が誤ってはいなかったことを悟った。しかし事ここに至り、今後、官はこのことに意を用い、人民もよく自治の気力を振るって災害を未発に防御するよう努めなければならない。また、直接に被災した「郡村の感覚」が「地方政府の感覚」では理解されず、さらに「中央政府の感覚」では一層理解されないという問題がある。官吏は、その困難を乗り越えるべく尽力しなければならない。

② 堤防の強化 … 倉敷村林醇平の呼びかけ (明治 13 年 10 月)

高梁川は、かつて嘉永 3 年に安江村で破堤し、それから十数年も経たない明治 2 年には四十瀬村で破堤、耕地 4000 町に被害が出た。しかし人畜の死失はわずかで、甚だしい惨状とはならなかった。以来 12 年間は大きな出水がなかったので、自然と安心して堤防の補強を怠っていたところ、凶らずも本年 6 月 29 日からの降雨で増水し、ついに 7 月 1 日、窪屋郡の中原村・軽部村、下道郡の下原村・川辺村などの堤防が決壊し、耕地の損害や人家の流倒はもちろん、人畜の死傷もまた未曾有の多数にのぼり、実に聞くだけで酸鼻にたえない。そして 7 月 26 日には再び出水し、酒津村・四十瀬村などの堤防も危険な状態になった。1 日の破堤箇所は修繕が間に合わず再び破堤したため、大きく水勢が減り、決壊には至らなかったが、それは一時の幸運にすぎず長期的な保障は何もない。もし将来本年のような出水があったとき、堤防が今のままの状態では改良されていなければ、必ず悲惨な境地に陥るであろう。その事例は窪屋郡北部や下道郡の諸村という身近にある。何と恐るべきことではないか。これが私が堤防の増築を願い、その連合会の開設を望む趣旨であり、堤防を堅牢にして諸君とともに枕を高くして安眠

できる幸福を得たいと欲するものである。

(「山陽新報」明治19年10月7日)

・窪屋・都宇・児島の3郡47か村の連合会が組織され、酒津～浦田間で堤防の修繕工事を実施。

③堆積土砂の除去 … 下道郡長高見実真の治水工事施行願書(明治14年)

高梁川は当国阿賀郡に起こり、小田川は備後国神石郡に発して、当郡の川辺村で合流する。そしてすぐに二本に分かれ、東は備前国児島郡で、西は浅口郡から海に注ぐ。高梁川は、当郡の下倉村以北は流れが急で河底が穿たれ、逆に以南は砂礫がたまって丘陵のようになっている。小田川も同じく高埋りの状況である。下道郡の地勢はおおむね低窪で、しかも高梁川と小田川に包まれているため、しばしば水害を被ってきた。治水の方策を計画して30年にもなるが、それが実施されていないのは、旧藩(岡田藩)が微力であったのと、良い方法が見つからなかったことによる。特に川沿いに領地をもつ各藩は、それぞれ力に任せて堤防を高くしたり波戸を築くなどして、ついに一致して長期的な方策をとることができなかった。

維新後、公平に保護を受けられるよう嘆願すべきであったが、目前の患いがなかったため、何もせずに歳月を送ってしまったところ、ついに去年の7月1日に洪水が起こり、川沿いの村々では堤防が切れ、人命・家屋・耕地・家財など、莫大な被害となった。実にこの悲惨さは筆舌に尽くしがたい。官庁からも救助や特別拝借などに大金が支出されたが、一時の飢餓を凌ぐのみで、到底将来の水害を防ぐことはできない。そのため、他の土地へ転住しなければとても災害を避けることはできないと考える人々も多いが、人情としては故郷を去るに忍びがたく、このうえは一層の保護を与えられるよう、治水対策を実施して下さるよう哀願する。

そうした折、淀川筋に施工されたオランダ式の粗朶構が大いに実効をあげたという話を聞いたので、すぐに実見して、川沿いの村々で尋ねたところ、施工以後は水害を免れるようになったと村人たちは嬉しそうに答えた。その状況を見聞して、本郡で被災した人民は羨望にたえない様子である。本郡人民が蘇生するために、官庁においては格別のご配慮をもって高梁川・小田川に粗朶構を至急に施工して下さるようお願いする。そうすればこれまで生活してきた郷土に永住して祖先の墳墓を守ることもでき、死者に至るまで恩沢に感謝するであろう。

ただ、国費にも余裕はないと拝察するので、費用を補うために相当の金額を上納するつもりである。しかし、去年の水害によって、どうにか餓死を免れたに過ぎないほどの疲弊に陥り、しかも町村費は例年の幾倍にもなり、困難をきわめている現状である。このうえは各自が所有地を売却し、食事を減らしてでも費用を調達して上納するつもりなので、なにとぞ工事を実施して下さるよう、13か村連合会の決議書を添えて懇願する。

(倉敷市真備ふるさと歴史館所蔵岡田文庫 F-9-1 「高梁川・小田川水路更正事件ニ係ル書類」)

・粗朶構(ケレップ水制)は、川の流れを制御して土砂を自然に流下させるための構造物。この下道郡の動きは、窪屋・賀陽・浅口郡にも拡大。

- ・吉備開墾社（備中地域の士族授産結社）も、この水害を契機に結成され、東高梁川河口部の浚渫と干拓を計画。（倉敷市真備ふるさと歴史館所蔵岡田文庫 F-9-18「吉備開墾社ニ関スル書類」）

④山林からの土砂流出防止 … 宇野円三郎の意見書（明治 15 年 4 月）

土砂扞止の方法は洪水破堤の禍いを防ぎ、河川浚渫の労を省く根本である。その根本をゆるがせにして、上流から止むことなく流れてくる土砂の浚渫に労力を費やすのは、いわゆる「飯上の蠅を追う」ようなものである。県下の諸川を実見するに、雨が少し降れば俄かに増水して土砂を流し、たまった土砂で河流が停滞する被害が出ている。多くの金銭と労力を費やして浚渫しても少しも成果はあがっていない。

明治 13 年、洪水で県下各地が被災したことは誰もが知っている。特に高梁川は数里にわたって堤防が決壊し、村は流れ、田は崩れ、人畜に多くの犠牲が出た。命を落とし、財産を失い、家を奪われ、生活に迷って、悲哀惨憺を極め、平野は一望荒れ果て、今もその傷跡は全く復旧していない。もしその前に土砂扞止の方法を実施して、河流の停滞を防いでいたら、ここまで甚大な被害は出ていなかったであろう。これは為政者のよく留意すべき点である。

私は 20 年余り前、和気郡福田村で名主を務めていた。福田村の田園は荒廃し、村人たちは生計を失う危機に瀕していた。私は、それを救うには土砂扞止や水路浚渫が不可欠であることに気づき、村中を東奔西走して山巻砂囊などを設置し、わずか 5 年で著しい成果を収めることができた。その後は山麓の田園に土砂が流入する被害を見ず、窪地や湿地も乾燥した土壌に変わり、痩せた土地も肥沃な田地となって、村中の利潤はどれほど増えたか分からない。効果があらわれた後は山巻はやめて、禿山の区域を調べて樹木の伐採や落葉の採取を禁じた。その結果、今日に至るまで毎年春に少し浚渫するだけで村中の川は氾濫することがなくなった。土砂扞止の方法がいかに効果があるか、県令閣下はぜひ察してほしい。

（岡山県立記録資料館蔵岡山県吏野崎家資料 32「治水愚見建言」）

- ・これを受けて、岡山県は明治 15 年 9 月に「砂防工施行規則」を制定。宇野を土木掛雇に採用。

⑤水防組の設置 … 県の布達（明治 14 年 6 月）

- ・沿川・沿海の町村が連合して、非常時の防御、水量杭の設置などにあたるように指示。

⑥義援活動

- ・新聞紙上などでの義援金抛出の呼びかけ。

⑦慰霊碑の建立 …「溺死群霊之墓」(真備町有井の大日庵)

ここに明治十三年六月、霖雨日に涉り、既にして七月一日晡時、忽然として朦雲いよいよ虚ろに暴雨地を穿つ、東河西川沸々膝々、溢水堤を決す、乗水たちまち山野に満ち、陸涯の内人屋を弁ぜず、ただ山峰を見るのみ、滉瀟渺瀟、激浪沃漠、一瞻すれば眼の眩み魂の飛ぶ、生霊水中に溺れ、無慮の悲叫の声天に聞こゆ、聴く者腸を断つ、或いは喬木に攀り、或いは屋上に駕し、稀に命を全うする者有り、或いは屋木と漂流して海に入る、溺死者三十三人、嗚呼悲しいかな、蓋しこの界において最も巨益有るは何と曰わば、水火風三大これなり、然るに害を為すは亦これなり、それ巨益有らば必ず巨害を為す、これ自然の理なり、若く能わず、人これを得て、何ぞ宿業所感たらんや、これにより聊か其の哀悼を表し、不朽に彫りて以て溺死群霊を慰む

明治十四年龍次辛巳七月宮建焉 世話人 諏訪完平 片岡友政 水川滝次郎 江尻重蔵

- ・慰霊とともに災害の記憶を後世に伝えるために建立。

▼ おわりに

- ・この明治13年水害は、近代の岡山県において治水事業が進展する大きな契機となる。
- ・当時はまさに自由民権運動の高揚期。そのことが治水に向けた活発な動きを後押しし、また逆に水害の発生や治水への要求の高まりが民権運動に拍車をかけるという、そうした相互作用もあったのではないか。

～参考文献～

- ・『岡山県史』近代1 1986年
- ・『新修 倉敷市史』5 近代(上) 2002年
- ・『真備町史』1979年
- ・北村 章「明治十年前後の津山地域史素描一大早魃・民会・国会請願」
(『津山市史研究』第2号、2016年)。

*このレジメを文章化したものは『倉敷の歴史』第30号に掲載しています。